

## 育児休業等取得者 申出書(新規・延長)/終了届

常務理事	事務長	次長	課長	課長代理	係長	主任	係

令和 年 月 日提出

事業所整理記号				—				
提出者記入欄	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒 —							
	事業所所在地							
	事業所名称							
	事業主氏名							
	電話番号 ( )							
社会保険労務士記載欄 氏名等								
受付印								

新規申出の場合は共通記載欄に必要項目を記入してください。

延長・終了の場合は、共通記載欄に育児休業取得時に提出いただいた内容を記入のうえ、A.延長 B.終了の必要項目を記入してください。

※「⑩育児休業等開始年月日」と「⑪育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が同月内の場合

- ・共通記載欄の⑫育児休業等取得日数欄と⑬就業予定日数欄を必ず記入してください。
  - ・同月内に複数回の育児休業を取得した場合は、⑩育児休業等開始年月日欄に「初回の育児休業等開始年月日」を記入し、⑪育児休業等終了予定年月日欄に最終回の育児休業等終了予定年月日を記入のうえ、C資育等取得内訳を記入してください。

共通記載欄（新規申出）	① 被保険者整理番号			② 個人番号 [基礎年金番号]												
	③ 被保険者氏名	(姓)(名)				④ 被保険者生年月日	5.昭和7.平成9.令和			年	月	日	⑤ 被保険者性別	1.男 2.女		
	⑥ 養育する子の氏名	(姓)(名)				⑦ 養育する子の生年月日	9.令和			年	月	日				
	⑧ 区分	1.実子 2.その他 ※「2.その他」の場合は、⑨養育開始年月日 (実子以外)も記入してください。						⑩ 育児休業等開始年月日	9.令和	⑪ 育児休業等終了(予定) 年月日	9.令和			年	月	日
	⑫ 育児休業等取得日数			日	⑬ 就業予定日数				日	⑭ パパママ育休プラス該当区分		口該当		⑮ 備考		
	※「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が同一箇所に記入してある場合は、年月日の翌日から同月内の場合は記入してください															

#### 終了予定日を延長する場合

※必ず共通記載欄を記入してください

A. 延長	⑯ 育児休業等終了 (予定) 年月日 (変更後)	9. 令和	年	月	日
-------	--------------------------------	-------	---	---	---

※延長後の「⑯育児休業等終了（予定）年月日の翌日」が「⑮育児休業開始年月日」と同月内の場合は、⑰変更後の育児休業等取扱い数欄も記入してください。

(17) 変更後の  
育児休業等  
取得日数

予定より早く育児休業を終了した場合

※必ず共通記載欄も記入して下さい

B. 終 了	⑯	育児休業等 終了年月日	9.令和				
--------------	---	----------------	------	--	--	--	--

※「⑯育児休業等終了年月日の翌日」が「⑰育児休業等開始年月日」と同月内の場合は、⑲変更後の育児休業等取得日数欄も記入してください。

⑯ 変更後の 育児休業等 取得日数
----------------------------

「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が同月内、かつ複数回育児休業等を取得する場合、※必ず共通記載欄に記入してください。

C. 育休等取得内訳	⑩ 育児休業等開始年月日	9.令和	年	月	日	⑪ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和	年	月	日	⑫ 育児休業等取得日数	日	⑬ 就業予定日数	日
	⑭ 育児休業等開始年月日	9.令和	年	月	日	⑮ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和	年	月	日	⑯ 育児休業等取得日数	日	⑰ 就業予定日数	日
	⑱ 育児休業等開始年月日	9.令和	年	月	日	⑲ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和	年	月	日	⑳ 育児休業等取得日数	日	㉑ 就業予定日数	日
	㉒ 育児休業等開始年月日	9.令和	年	月	日	㉓ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和	年	月	日	㉔ 育児休業等取得日数	日	㉕ 就業予定日数	日
	㉖ 育児休業等開始年月日	9.令和	年	月	日	㉗ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和	年	月	日	㉘ 育児休業等取得日数	日	㉙ 就業予定日数	日

この申出書は、「1歳未満の子を養育するための育児休業」(「出生時育児休業」を含む)、「保育所待機等の特別な事情がある場合の1歳から1歳6か月に達するまでの育児休業」、「保育所待機等の特別な事情がある場合の1歳6か月から2歳に達するまでの育児休業」「1歳から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業に準ずる休業」を取得した場合に提出していただぐものです。

- ・「出生時育児休業」とは、子の出生後8週間のうち最大4週間にについて、取得することができるものです。「出生時育児休業」においては、労使で事前調整したうえで休業期間中に就業することを可能としており、その就業する予定の日数を「就業予定日数」といいます。
  - ・この申出により保険料の免除を受けられる期間は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業等期間に限ります。原則、事業主等は労働者にあたらず、この法律に基づく育児休業等は取得できないため、申出はできません。
  - ・この申出は、育児休業等開始年月日から、育児休業等終了後1月以内(例:終了日が3月31日の場合は4月30日まで)の間に提出してください。
  - ・標準報酬月額にかかる保険料が免除となるのは、原則、育児休業等開始年月日の属する月分から、育児休業等終了年月日の翌日の属する月の前月分までとなります。
  - ・育児休業等開始年月日の属する月と育児休業等終了年月日の翌日が属する月が同一の場合には、当該月内で合計14日間以上の育児休業等を取得しているときに限り、その月の標準報酬月額にかかる保険料が免除となります。
  - ・育児休業等開始年月日から1月を超える育児休業等を取得した場合に限り、育児休業等開始年月日の属する月から育児休業等終了年月日の翌日が属する月の前月までに支払われた賞与にかかる保険料が免除されます。

## 記入方法

事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号を記入してください。

事業所  
整理記号 0 1 - イ 口 ハ

＜共通記載欄＞ ①～⑪は必ず記入してください。⑫～⑯は該当する場合は必ず記入してください。



## お知らせ

- ・保険料の免除期間中も健康保険・厚生年金保険の被保険者資格が存続しているため、標準報酬月額に基づき、**傷病手当金の支給**の計算が行われます。
  - ・賞与保険料が免除される場合も、標準賞与額として決定し、健康保険の年度累計額に算入されるため、賞与支払届の提出が必要です。
  - ・原則、育児休業等終了日の翌日が属する月分から保険料が発生します。育児休業等終了後に受けける報酬が、従前の標準報酬月額と比較して変動があった場合は、「**育児休業等終了時報酬月額変更届**」を提出することができます。